

第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度																											
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。																											
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。																											
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 共につくりよう 男女が生き生き輝くまち かめやま </div> </div>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基本目標</th> <th style="width: 40%;">基本施策</th> <th style="width: 45%;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社会の 男女共同 参画の実現</td> <td>1 男女の人権尊重</td> <td>(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td>2 教育や啓発による意識改革、理解の促進</td> <td>(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</td> </tr> <tr> <td>3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</td> <td>(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">あらゆる 分野にお ける</td> <td>4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</td> <td>(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</td> </tr> <tr> <td>5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</td> <td>(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み</td> </tr> <tr> <td>6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進</td> <td>(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備</td> </tr> <tr> <td>7 雇用等における男女共同参画の推進</td> <td>(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全・安 心な暮ら しの</td> <td>8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</td> <td>(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカース案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</td> </tr> <tr> <td>9 生涯にわたる健康づくり支援</td> <td>(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画</td> </tr> <tr> <td>10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</td> <td>(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</td> </tr> <tr> <td>11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</td> <td>(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	施策の方向性	社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備	安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカース案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
基本目標	基本施策	施策の方向性																										
社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実																										
	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進																										
	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備																										
あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大																										
	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み																										
	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備																										
	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備																										
安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカース案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進																										
	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画																										
	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備																										
	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築																										

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画について理解を深めるため、三重県男女共同参画センター「フレんテみえ」と連携し、亀山市文化会館で三重県内男女共同参画連携映画祭を開催した。市民活動団体とも協働し、上映後にアフタートークを行った。</p> <p>11月10日～25日までの16日間を「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」として位置づけ、市内の社会教育施設等の無料開放や男女共同参画研修会、ワーク・ライフ・バランス講演会を実施した。ワーク・ライフ・バランス講演会では、市内企業が取り組む優良事例の発表を行った。また、労働団体、地域活動団体が企画するイベントや等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。</p>
成果	<p>男女共同参画連携映画祭上映後にアフタートークを行うことで、映画をきっかけとして、参加された方が、それぞれ自分の生き方を見つめ、男女共同参画への意識高揚を図ることができた。</p> <p>また、「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につながった。男女共同参画研修会では、仕事と育児の両立について、ワーク・ライフ・バランス講演会では、働き方について考えるきっかけになった。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>男女共同参画の意識高揚を図るため、様々な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めた。</p>



反省点・課題	<p>性別による固定的役割分担意識の解消は、今後も継続して意識啓発を図っていく必要がある。</p> <p>また、仕事と仕事以外の生活の両立など、働き方に対する意識については、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、事業所の取組を推進する必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、研修会や講座、広報等様々な手段を活用して意識啓発を進めていく。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の取組の優良事例の紹介など、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。</p>
--------	---

成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H30)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	33.9
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社		6	0
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ: 23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	5.7
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	22.2
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	24.4 (12.7)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年 度からの6年 間)	20	0
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	10.3
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	17
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.5
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	3
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:12.2 乳がん:23.4
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	未設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	17

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
基本施策(1) 男女の人権尊重

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	文化共生G	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	「ヒューマンフェスタin亀山」を亀山東小学校で開催し、福島での震災の記録映像を交えた講演や中学生による人権作文の発表など、人権啓発のイベントを行った。	より多くの市民に、イベント参加してもらい、人権に関心を持ってもらえるよう、イベントの内容や開催場所など検討をする必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	文化共生G	児童・生徒に夏休みの課題の一つとして人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらうとともに、「人権の花運動」を通じて、協力すること、感謝することの大切さを学ぶ機会を設ける。	小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めてもらうため、人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらったり、加太小学校で「人権の花運動」に取り組んでもらったりした。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組めます。	広報秘書G	市広報については、共生に関するコラムを定期的に掲載する。ホームページについては、既存ページが陳腐化しないよう、また、効果的な人権啓発が図れるよう、各ページの更新時に関連ページも確認する。行政情報番組については、人権週間の紹介や人権擁護委員による取り組みの紹介、イベントの告知などを行う。	市広報については、共生に関するコラムを6回掲載した。ホームページ(フェイスブック含む)では、男女共同参画週間、ワーク・ライフ・バランス推進週間、ヒューマンフェスタ等について、担当課に依頼して、画像を含む情報量を増やして分かりやすいページを作成したほか、関連する講演会や研修のページも掲載し、人権啓発を回った。行政情報番組では、人権週間の啓発と併せて、ヒューマンフェスタの開催告知の番組を制作・放送した。また、同番組内で、人権擁護委員による人権相談の周知を行った。	毎年、同じ内容の啓発やイベント案内等の定例的な啓発に留まる傾向にある。日常的に、身近に人権について正しく理解いただけるような情報発信の工夫が必要である。また、多くの方に情報を受け取っていただけるよう、継続して市民活動団体などと協力して情報発信を行う必要がある。	市広報では、共生に関するコラムを写真や数値なども活用しながら、より理解できるよう掲載する。ホームページ(フェイスブック含む)では、イベント案内以外の人権啓発ができる記事掲載を関連部署と検討する。行政情報番組では、市民活動団体などの参画を得て、市民へ伝わりやすい番組づくりを行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	亀山市人権教育基本方針の周知とその取り組みを進める。	H30年3月に改定された亀山市人権教育基本方針について、市内校長会や人権教育推進協議会の場で周知し、各校の人権教育の実践につなげた。	地域と学校が連携した人権教育の推進のための体制づくりに向けて取り組む。	差別解消に係る三法について学習する機会を持ち、差別に対する正しい認識を持つ。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催した。(15箇所)また、朝ごはんバランスシートを保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布した。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付きではないため、改善も行っていく必要がある。	子育て家庭への応援メッセージとして、社会教育委員会がかめやまお茶の間10選(実践)を作成中である。平成31年度以降は、当メッセージを出前講座の講座内にも位置づけを行い、事業の推進を進める。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら啓発を行う。	労働者団体等の開催するイベント等において、文化共生Gと連携し、チラシ配布などを行い、広く啓発を行った。	継続して各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら啓発を行う。
②人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G	今年度途中で、任期が満了となる人権擁護委員がいるため、相談支援に支障をきたすことのないよう、新たに代替りの委員を選任する。	新たに人権擁護委員を選任し、相談体制を整えた。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っていく。	人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。

人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図ります。	子ども支援G 文化共生G	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っていく。	相談機関や相談窓口等の情報を、市広報紙、市ホームページなどを活用して広く周知した。 また、11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事を掲載した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っていく。
相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	文化共生G	三重県人権大学講座に職員1名が参加できるように取り組む。	三重県人権大学講座に職員1名が参加した。	相談員等の資質の向上に必要な研修会や集会などに参加する予算が確保できない。	人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む。
相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。	文化共生G	三重県人権・同和行政連絡協議会の会長市となるため、さらに関係機関と連携を密にしていく。	三重県人権・同和行政連絡協議会の会長市として、関係機関と連携を深めた。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会の会長が代わり、引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。
民生委員・児童委員や保護司、また、地域で見守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。	福祉総務G	各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。	各種団体を通じて、地域住民の悩み事等の相談を受けた場合は、団体や他部署と連携し、解決を図った。	引き続き、各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。	引き続き、各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
基本施策（2）教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 （具体的な取り組み内容）	（1）平成30年度の実績	（2）今後の課題	（3）平成31年度の計画 （具体的な取り組み内容）
①男女共同参画の視点に立った家庭教育支援	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催した。（15箇所） また、朝ごはんバランスシートとともに食育レシピ集を作成し、保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布を行った。なお、社会教育Gから配布するレシピ集を含むすべてのパンフレットには、女性だけが子育てに関わらなければならないという意識を変えるため、子育て中の父親のイラストも掲載するなどの配慮を行っている。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付ではないため、改善も行っていく必要がある。	子育て家庭への応援メッセージとして、社会教育委員会がかめやまお茶の間10選（実践）を作成中である。平成31年度以降は、当メッセージを出前講座の講座内にも位置づけを行い、事業の推進を進める。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	社会教育G	家庭教育出前講座や情報発信等、平成30年度も継続する。	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催した。（15箇所） 男女の性別に関係なく、家庭での家事等の役割について、男女共同参画の観点から情報発信し、啓発している。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付ではないため、改善も行っていく必要がある。	子育て家庭への応援メッセージとして、社会教育委員会がかめやまお茶の間10選（実践）を作成中である。平成31年度以降は、当メッセージを出前講座の講座内にも位置づけを行い、事業の推進を進める。

②学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G	各校のキャリア教育・総合的な学習の時間の計画の見直しや職場体験学習を実施する。	キャリア教育を進める中で、これまでの「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身につけることができた。市内全ての中学校で職場体験学習（5日間）を実施し、多様な勤労観や職業観に接することができた。	子どもの発達段階に応じた系統的な指導計画が必要である。	引き続き、総合的な学習の時間を活用した職場体験学習を実施するとともに、道徳や人権学習においてもそれぞれの存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G	人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかに、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。	保健体育科・社会科・総合的な学習の時間の学習のなかで性に関する正しい知識の学習を子どもの発達段階に応じて行った。	教科書での学習と併せて、出会いを通じた学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G	人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかに、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。	家庭科の学習や人権学習を通して、男女が協力しながらそれぞれの希望に沿った働き方や家庭生活が送れるよう、ワークライフバランスの学習を進めた。	教科書での学習と併せて、出会いを通じた学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G	人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかに、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。	小学校6年生の社会科および中学校3年生の公民的分野の学習の中で、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などについて考えた。	教科書での学習と併せて、出会いを通じた学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。
③地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に、地域活動団体等が実施するイベント等で、チラシの配布を行い、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につなげる。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	文化共生G	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	男性の仕事と育児の両立について理解を深めてもらうため、男女共同参画研修会を開催した。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	文化共生G	啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、引き続き広く啓発を行っていく。	6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行っていく必要がある。	引き続き、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	文化共生G	平成30年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。	市職員、市民等の研修会として、三重県男女共同参画センターフレンテみえに講師を依頼し、研修の機会を設けた。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。	平成31年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。

男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	文化共生G	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を引き続き行う。	男女共同参画を推進する市民活動団体に協力をお願いし、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体と連携し、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。
自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	文化共生G	地域で開催されるイベント等とも連携を取り、啓発活動を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に開催された地域のイベント等で、チラシの配布を行い、男女共同参画推進のための啓発を行った。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。	地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
基本施策 (3) 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。	文化共生G	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	男性の仕事と育児の両立について理解を深めてもらうため、男女共同参画研修会を開催した。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえるよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発するとともに、各組織や団体に働きかけます。	社会教育G 地域まちづくりG	リーダーとしての女性の参画を促進するよう、今後も各団体に働きかける。 亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、22.2% (4人/18人)であった。 亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。地域担い手研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛け、参加が得られた。	今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。 各自治会においても、女性参画の重要性を認識できるよう意識改革を促していく必要がある。	今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。 亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。地域担い手研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛ける。
	地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域まちづくりG	亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」に、引き続き亀山市婦人会連絡協議会の協力をいただく。また、亀山市自治会連合会支部長会について、参加しやすいように夜間の開催を検討する。	亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」に、亀山市婦人会連絡協議会が参画いただき大きな協力を得た。亀山市自治会連合会支部長会の夜間の開催については、女性の参加が困難なことから見送ることとした。	亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。	引き続き、亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」に、亀山市婦人会連絡協議会の協力をいただく。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行い第三者に見せることで、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	文化共生G	先進的な取組をしている組織や団体等と連携して、事例発表や広報などができないか、情報収集等に努める。	先進的な取組をしている組織や団体等の情報収集等に取り組むことができなかった。	性別に関係なく、個人の能力に応じた活躍ができるよう、広く市民の意識を変える啓発が必要がある。	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組めます。	広報秘書G	各記事内容が適切な表現やイラスト等であるか、引き続き確認していく。	各課からの広報紙、ホームページ及び行政情報番組に関する決裁において、固定的性別役割分担意識を助長する表現やイラスト等がないよう意識して内容を確認した。	記事作成にあたり、各課の担当者が、どのような表現が固定的性別役割分担意識を助長するのか認識する必要がある。	引き続き、表現やイラスト等、各記事内容が適切であるか確認する。また、広報研修において、固定的性別役割分担意識の解消を促す。

②固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらう。	西野公園便所（北）の建替のための建築設計において、男性用内に、子供用ブースと子供用小便器を計画した。	建物改修予算が減少傾向にあるなか、十分な機能を有する予算の確保が課題である。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらう。
	学校・幼稚園・保育所の保護者会（PTA等）や自治会等の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等を開催するなど、多様な市民が参加しやすい運営となるよう広く周知啓発を図ります。	教育研究G	固定的性別役割分担の意識の解消に努め、会議時間等を設定していく。	各種委員会等の開会時間を19：00に設定するようにした。PTAの役員会や地区集会等についても土曜日や19：00頃開催できた。	様々な機会を通じて広く啓発していく。	固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間を設定していく。
		子ども総務G	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、HP等を通じた情報発信を行う。また、各園での会議等についても同様に、保護者の参加しやすい時間設定に努める。	子ども総務Gが所管する亀山市子ども・子育て会議については、PTA役員や保育所等の保護者など現役世代の委員が参画していることから、引き続き参加しやすい夜間の会議開催を通例としている。	通例となっている会議開催時間の設定について、委員と協議しながら、参加しやすい時間設定としてく必要がある。しかし、夜間の会議であるため、終了時間が遅くなる傾向があり、スムーズな会議運営が重要である。	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、HP等を通じた情報発信を行う。また、各園での会議等についても同様に、保護者の参加しやすい時間設定に努めるよう、園長会議等を通じて周知を図る。
		地域まちづくりG	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	11月18日に開催された市主催の「ワーク・ライフ・バランス講演会」について、同日・同場所で開催の亀山市自治会連合会「食の祭典」との調整や、会員へ参加を呼び掛けた。また、11月24日に、亀山市自治会連合会主催の自治会長リーダー研修として、自治会活動における男女共同参画をテーマに講演と研修の開催を支援した。	自治会の会議等について、多様な市民が参加しやすい運営となるように、引き続き研修等を通じて周知啓発を図る必要がある。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修の開催を促し、開催の支援を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策（4）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 （具体的な取り組み内容）	（1）平成30年度の実績	（2）今後の課題	（3）平成31年度の計画 （具体的な取り組み内容）
①行政分野における女性の参画拡大	亀山市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	文化共生G	選出母体を所管する部署等から働きかけを行ってもらうよう、引き続き依頼を続けていく。	亀山市の各種審議会等における女性の登用率の調査を行い、市の各担当部署に女性登用の意識付けを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけには至っていない。	審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	文化共生G	審議会等における女性の登用率が20%以下の場合または前回の登用率から10%以上低下して40%を下回った場合は、「現状分析と改善方策」を作成し委員の決裁時において添付してもらうよう担当部署に依頼する。	委員の選任依頼及び委員委嘱の決裁時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体もあり、女性登用率の向上につながる審議会等がある。	女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。
	各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が偏って高いような審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	文化共生G	審議会等における女性の登用率が80%以上の場合についても「現状分析と改善方策」を作成し委員の決裁時において添付してもらうよう担当部署に依頼する。	委員の選任依頼及び委員委嘱の決裁時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	女性の比率が偏って高いような審議会等についても、注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認する。

	亀山市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	人事給与G	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムに男女共同参画を組み入れ、女性参画の重要性について意識付けを行う。また、職員に対し男女共同参画に関する講演会等に対して積極的な参加を促す。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。また、男女共同参画に関する研修会に18人が参加した。	特定事業主行動計画に掲げる「女性職員の活躍推進に関すること」を実現するため、継続して職員に対する意識啓発や研修等を行う必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムに男女共同参画を組み入れ、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	人事給与G	平成30年度の組織機構の再編において、管理職になる前のマネジメント能力を育成するために設置したグループリーダーの職について、積極的に配置を行う。	平成30年度の組織機構の再編において設置したグループリーダーの職について、消防職及び医療職を除き、58人中女性職員を14人配置した。	女性の管理職の登用率が、男女共同参画基本計画に定める30%に達していないことから、目標達成に向けて更に取り組む必要がある。	引き続き、管理職やグループリーダーの職について女性職員を積極的に配置するとともに、職員のマネジメント能力向上のための研修を行う。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないように努めます。	福祉総務G	民生委員・児童委員については、次回（平成31年12月1日）の改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。	民生委員・児童委員については、任期途中の辞職3名（男性1名・女性2名）に対し、新任2名（女性2名）であった。（89名中女性52名・男性36名（1名選考中）、主任児童委員9名中女性9名）保護司については、委員の交代はなかった。（19名中女性3名・男性15名（1名欠員））	民生委員・児童委員については、一斉改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。	民生委員・児童委員については、12月1日の改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	文化共生G	市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、引き続き情報発信していく。	男女共同参画情報誌や広報を通して市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、情報誌や広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
②地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。	社会教育G	リーダーとしての女性の参画を促進するよう、今後も各団体に働きかける。	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、22.2%（4人/18人）であった。	今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。	今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。
		地域まちづくりG	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。	各自治会においても、女性参画の重要性を認識できるよう意識改革を促していく必要がある。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	商工業・地域交通G	関係機関等と連携し、引き続きパンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図り、女性が参画しやすいセミナー等を検討する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。市内創業者向けの空き店舗活用支援補助金制度を創設した。	平成30年度に創設した空き店舗等活用支援補助金をさらに拡充し、若者・女性の創業を積極的に支援する。	継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をさらに拡充する。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	文化共生G	各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に開催された地域のイベント等で、チラシの配布を行い、男女共同参画推進のための啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	農業G 森林林業G	平成29年度の亀山青空お茶まつりは台風のため中止になったため、平成30年度についても、引き続き協力を呼びかけ、お茶まつり内での新しいイベント等の開催を目指す。	平成30年度の亀山青空お茶まつりでは、新たなイベントとして亀山茶マラソンを開催した。農林業に従事する女性が考案した亀山茶を使用したお菓子をマラソン内に設置し、参加者に非常に好評であった。	亀山青空お茶まつりだけでなく幅広いイベントへの参加・協力を呼びかける。	特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
 基本施策（5）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 （具体的な取り組み内容）	（1）平成30年度の実績	（2）今後の課題	（3）平成31年度の計画 （具体的な取り組み内容）
①市民・企業等に対する啓発・取り組み	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。	文化共生G	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	11月10日から25日までの16日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置づけ、講演会等を開催し、重点的に啓発を行った。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の検証を行い、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業所の優良事例の紹介や、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	文化共生G	市民に考えてもらう機会を増やすように、ワーク・ライフ・バランス推進週間中のイベントと連携して啓発する機会を増やす。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に、パネル展示や労働団体、地域活動団体等が実施するイベント等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果を上げるための手法を検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業・地域交通G	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	労働団体等が開催するイベント（ファミリーフェスタ2018）を「ワーク・ライフ・バランス推進週間」に合わせて開催しPRした。亀山市雇用対策協議会の新規就職者交流会にてワークライフバランスを議題として研修を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	商工業・地域交通G	引き続き研究を行う。	企業等へワーク・ライフ・バランスの啓発活動等は実施しているが、具体的な事例収集にまで至っていない。	引き続き、事例収集し、研究を行う。	引き続き、事例収集し、研究を行う。
	本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、亀山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。	広報秘書G	11月には、行政情報番組において、ワーク・ライフ・バランス推進週間の周知のため、市の取り組みや関係団体の紹介、イベントの紹介などを行う。また、市広報においても特集記事を掲載するなど、各種情報媒体を用いて情報発信していく。	10月1日発行の市広報や11月の行政情報番組やホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランス推進週間及び関連イベントの案内を行った。	市広報やホームページ（フェイスブック含む）の掲載内容について、イベント案内やワーク・ライフ・バランス週間の説明に留まっている。より積極的な情報発信や啓発に努める必要がある。	市広報での情報発信について前年度と同じにならないよう、また、ホームページ（フェイスブック含む）で、イベント案内以外の啓発ができる記事掲載を、担当部署と調整する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業・地域交通G	関係機関と連携し、引き続きパンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G	雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレンテみえが開催するセミナーのチラシ等を配布する。企業が働き方改革に意欲的に取組めるように啓発活動を行う。	市のイベント等で情報発信や啓発、亀山市雇用対策協議会や働く環境づくり懇談会でフレンテみえの専門員による講演、研修を行った。	企業に関心を持ってもらえるような情報の提供、企業向け研修会等を継続して実施していく。	雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレンテみえが開催するセミナーのチラシ等を配布する。企業が働き方改革に意欲的に取組めるように研修会や啓発活動を行う。

	公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。	契約管財G	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。	公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する制度の導入のため、企画競争方式（プロポーザル）の見直しを検討したが実施要領の改訂には及ばなかった。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための市役所内の取り組みの検討と、普及啓発を行うことが必要である。	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。
②仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	健康づくりG	「パパ・ママ教室」を年4回、引き続き開催する。参加者を増やすため、母子健康手帳交付時に、今以上に教室の周知を行っていく。	「パパ・ママ教室」を年4回開催し、延36人の参加があり、教室内で男女が共に子育てできるためのきっかけづくりを行った。	教室参加者が少なめである。	引き続き、「パパ・ママ教室」を年4回開催する。参加者を増やすため、母子健康手帳交付時に、今以上に教室の周知を行っていく。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、未婚の男性等を対象にした家事・育児に関する講座の開催等、若者等の結婚支援に努めます。	政策調整G	【婚活イベントの開催】 各1回 ①一般向けイベント ②市内企業従業員向けイベント 【婚活セミナーの開催】 2回 婚活のスキルアップに資するとともに、仕事、子育て、お金に関する話等、結婚生活についての意識向上に資するもの 【フォローアップセミナーの開催】 2回 イベントで成立したカップルの結婚に対する不安や疑問等を緩和するとともに、交際を支援し、円滑な結婚生活に繋がるもの	【婚活イベント、婚活セミナー実施日】 ①平成30年11月3日（土） ②平成30年11月4日（日） 【婚活イベント、婚活セミナー参加人数】 ①17人、②48人 【内容】 婚活イベント：バーベキュー、謎解きゲーム、カレー作り 婚活セミナー：異性とのコミュニケーションマナー 【カップル成立数】①2組、②5組 【フォローアップセミナー実施日】 平成30年11月17日（土） 【フォローアップセミナー参加人数】 1組（2名） 【内容】 自由散策、対話セミナー	引き続き、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するとともに、婚活イベント等において成立したカップルに対して、円滑な結婚生活に繋がるような支援を行う。	【婚活イベントの開催】 2回 結婚や出会いを求める独身男女の方へ出会いの機会を提供するイベントを実施。 【婚活セミナーの開催】 2回 パートナーとの付き合い方や、結婚に向けた雰囲気づくりを知ってもらうための事前セミナーを実施。 【フォローアップセミナーの開催】 2回 婚活イベントでカップルになった方々に対して、良い付き合い方や結婚生活のこを知ってもらうためのフォローアップを実施。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	子育てサポートG	子育てに関する情報提供を継続して行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。	市ホームページなどで子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成、育児講座など、子育てしやすい環境づくりを行った。	事業所内託児施設の設置促進など、子育てしながら働き続けられる環境の整備を充実させる。	継続して、子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。
③市役所内の取り組み	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等の推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	契約管財G	企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入の検討を行ったが、結論には及ばなかった。	市の入札制度として総合評価落札方式を導入していないため、引き続き企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入を検討する必要がある。	企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病欠休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人事給与G	時間外勤務については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、昨年度の時間外実績状況及び今年度の業務内容を確認のうえ、新年度の時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得や亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間における年次有給休暇の取得推進などに取り組む。	平成30年度の時間外勤務の実績は、42,328時間であり、目標である44,000時間を下回った。	今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、引き続き時間外勤務時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けて取り組む必要がある。また、時間外勤務時間の削減については、平成31年4月から職員1人あたりの時間外勤務時間を原則1月について45時間かつ1年について360時間と定めたことから、職員個人での時間外管理が必要となる。	時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、昨年度の時間外実績状況及び今年度の業務内容を確認のうえ、新年度の時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得などに取り組む。また、第三次特定事業主行動計画が本年度最終年度となることから、当該計画の検証を行い、第四次特定事業主行動計画を策定する。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
 基本施策（6）男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 （具体的な取り組み内容）	（1）平成30年度の実績	（2）今後の課題	（3）平成31年度の計画 （具体的な取り組み内容）
①意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指して、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に配架した。また、雇用対策委員会等でのチラシ配付を行った。	働き方改革についての講座の周知等を行い関係者に参加してもらい働く環境を変えていく必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、フレキシブルな働き方が開催する働き方改革実践塾の開催の情報を事業所等に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業所に、実態を把握してもらい、現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	再就職や起業をしやすい環境を整える必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	1社でも多くの事業所が取組に参加することが必要であるため、広く周知する。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等（女性活躍推進法第23条に基づく協議会）の組織化について検討する。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	専業主婦団体に関して現状を把握するのが難しい。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
	②女性の活躍推進に向けた環境整備	「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。	パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	「企業における女性活躍状況に関する情報」の開示を行っている企業は全体の約2割程度で対象者を把握するのが困難である。周知方法等も検討していく必要がある。

<p>男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>公立園の必要な人員確保に努めつつ、私立園への給付費等による安定した園運営の支援を引き続き行う。また、待機児童の発生に際しては、その受け皿である待機児童館ばんびを有効に活用し、保護者の就労しやすい環境づくりを行う。</p>	<p>(公立園) 各園の配置基準に基づく適切な人員配置を行い、安定的な園運営を行った。 (私立園) 施設の適切な辞任配置や運営状況を確認しつつ、給付費の支給を行うことで、適切な施設運営の支援を行った。</p>	<p>保育所等については、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、近年増加傾向にあることから、その解消に向けた受け皿の確保が課題となっている。その一方で、幼稚園については利用者が減少傾向にあり、今後の施設再編と合わせた待機児童解消の対策が必要となっている。</p>	<p>公立園の適切な人員配置を含めた安定的な運営に努めるとともに、私立園についても給付費の支給等を通じた適切な運営支援を図る。また、今後の保育等への需要に適した施設の再編方針についての検討を行う。</p>
<p>男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。</p>	<p>子育てサポートG 障がい者支援G</p>	<p>待機児童を出さないために、各施設の状況を把握し、地域に応じた整備を進める。 女性の活躍推進に向けた環境整備として引き続き放課後等デイサービスの希望者に適正な支給決定に努める。</p>	<p>放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所事業を推進した。 放課後等デイサービスの利用を希望された72人に対し、利用時期や給付量など、適正な支給決定に努めた。</p>	<p>待機児童を出さないよう、施設の管理に努めていく。 放課後等デイサービスは、障がいのある子の保護者が子育てしながら働き続けることができる環境の整備に寄与するものであるが、利用者の増加に伴い、公費負担が年々増加する傾向にある。</p>	<p>待機児童を出さないために、各施設の状況を把握し、地域に応じた整備を進める。 放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書(案)などを確認し、適正な支給決定を図る。</p>
	<p>社会教育G</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>	<p>地域で子どもの体験学習や地域の大人との交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」や「持続的展開のための委託化」を進めた。</p>	<p>持続的な展開を進めるために、地域の方々の参画をより一層進めていくことが必要である。</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>
<p>安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。</p>	<p>子育てサポートG</p>	<p>継続して、子育てを助けて欲しい人の要望に応じて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施する。</p>	<p>概ね6カ月から小学6年生までで、子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートの制度を実施した。</p>	<p>対象のお子さんの子育てサポートを継続し、充実していくことが必要。</p>	<p>子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預ける子育てサポートを実施する。</p>
<p>保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。</p>	<p>子育てサポートG</p>	<p>フェイスブック等の情報発信も取り入れて事業の周知を行う。</p>	<p>市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ等で子育てに関わる皆さんが参加できるように、情報発信を行った。</p>	<p>定期的なお知らせとならないように、工夫した情報発信を進めていく。</p>	<p>フェイスブック等の情報発信も継続して取り入れ、事業の周知を行っていく。</p>
<p>男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>男女ともに仕事と介護の両立が図れるよう、家庭や仕事の状況に応じて相談に応じる。</p>	<p>食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・調理といった生活援助など、包括支援センターとともに介護サービスの相談のり、働く女性の支援を行った。また、介護者のつどいを開催し、介護者への相談・支援も行った。</p>	<p>家族介護者を支援する事業の情報発信に努めるとともに、介護者がリフレッシュできる機会も提供する必要がある。</p>	<p>男女ともに働きながら介護を続けていけるよう、継続してサービスの相談・支援に努める。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策（7）雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 （具体的な取り組み内容）	（1）平成30年度の実績	（2）今後の課題	（3）平成31年度の計画 （具体的な取り組み内容）
①就労環境の向上等に関する啓発・取り組み	企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育児復帰支援、育児取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	商工業・地域交通G	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置した。また、市のイベントのファミリーフェスタ2018では、文化共生Gとも連携し、チラシ配布を行った。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びバタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。また、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを議題とする研修を実施した。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	農業G	認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を引き続き行う。	農村女性アドバイザーの方々は積極的に各種会議に参加し、働きやすい環境づくりなどを話し合い、経営への参画、農山漁村女性起業家として地域リーダーとして活躍を目指している。	女性の積極的な農林業等の経営の参加を目指し、認定農業者における家族経営協定の普及や、農村女性アドバイザーの増加を目指す。	引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業・地域交通G	「働く人の相談窓口」の周知を引き続き行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。国、ハローワーク、三重県と連携し、市役所を会場として出張合同就職・生活相談会を開催した。	「働く人の相談窓口」を開設しているが認知度が低い。	引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。
	亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。	商工業・地域交通G	継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓発した。	協議会等、女性の出席者が少数である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。

②子育て支援等、周辺環境の整備	男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。	商工業・地域交通G	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	改正次世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。 くるみん認定…改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度	子育てサポートG	市ホームページ等で「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等の普及・啓発の情報発信を行う。	子育てに関するチラシや冊子等窓口での啓発を行った。	男性の育児休業取得率が低い現状を発信していく。	市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。
	親近者を介護するための離職の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。	商工業・地域交通G	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
基本施策 (8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修を進めます。	子ども支援G	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市内の学校でのデートDV等の周知活動を行う。	「かめやま出前トーク」のテーマの中に、女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を伝える「それ、DV(ドメスティック・バイオレンス)です!」を掲載した。また、学習の一環としてデートDV等の周知をさせていただけるよう、市内の高等学校に依頼した。	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を男性も理解する必要があること、若年層への啓発強化も重要なことなどから、啓発を行う対象のターゲットを学校等に広げる必要がある。	「かめやま出前トーク」や学校からの依頼に応じ、女性に対する暴力抑制などDV防止の周知活動を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	子ども支援G	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。また、市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼する。	11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。 11月12日亀山高等学校及び徳風高等学校の校門前でDV防止のチラシ等の配布を行った。 市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。 市内コンビニエンスストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	子ども支援G	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談など被害者に寄り添った支援を行うとともに、行政手続等の同行支援も行った。 ・相談実人員151人、延べ件数1,333件	被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談を行うとともに、被害者に寄り添いニーズに沿った支援を行っていく必要がある。	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。

各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	子ども支援G	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上）を開催していく。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・個別ケース会議 79回	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するため、引き続き各関係機関等が連携していく必要がある。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上）を開催していく。
被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	子ども支援G	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行った。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行った。	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き続き女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。
被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	子ども支援G	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行った。	被害者が早期に生活を再建できるよう、引き続き女性相談所など関係機関との連携を図っていく必要がある。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。
外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	高齢者支援G 障がい者支援G	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議で、高齢者等の虐待に関する関係機関との情報交換を行い、虐待防止や見守り等の連携を行う。また、虐待防止のための啓発を行う。	高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて亀山市社会福祉協議会、子ども支援G、総合相談支援センターなどの関係機関とのケース会議を開催することにより早期の対応を行った。また、亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議に報告し、関係機関と情報交換を行った。	高齢者の一次相談窓口は、地域包括支援センターが初期対応しているが、障がい者の一次相談窓口機能については、基幹相談支援センターにおける役割として明確化していく必要がある。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、障がい者の虐待に対する窓口機能の強化に向けた検討に努める。
男性に対する暴力等の相談窓口についても周知・啓発に努めます。	文化共生G	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。	三重県男女共同参画センターと連携し、パンフレットを窓口配置するなど、相談窓口の周知を行った。	男性のための相談窓口があることがあまり知られていない。	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。
女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態（代理受傷）になったり、相談員がバーンアウト（燃え尽き）したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	子ども支援G	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加する。また、岩手県盛岡市で開催される全国婦人相談員連絡協議会に参加する。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会への積極的な参加を促した。また、岩手県盛岡市で開催された全国婦人相談員連絡協議会にも参加し、研鑽や情報収集を行った。	相談員の資質と知識の向上を図るため、県外への研修の機会を設けていく必要がある。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。
DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	住まい推進G	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅の提供を行う。空き住宅を確保しておく。	DV被害者への市営住宅提供はなかった。	空き住宅の確保をしておくことが必要。	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅情報の提供や空き住宅の確保に努める。

②セクシュアル・ハラースメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラースメント、は、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。	子ども支援G	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。また、市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼する。	11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。 11月12日亀山高等学校及び徳風高等学校の校門前でDV防止のチラシ等の配布を行った。 市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていく必要がある。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。 市内コンビニエンスストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。
	適正な性教育を実施することにより、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	教育研究G	具体的な行為等を防止する授業に取り組む。	子どもたちが人権学習を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係を構築する考え方を学ぶことができた。	暴力を許さない姿勢や人間関係づくりを日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	各校で実践されている道徳や命の授業の学習内容を通して、それぞれの存在を尊重し、互いを認め合う精神を養う。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
基本施策(9) 生涯にわたる健康づくり支援

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。	健康づくりG	女性の健康週間について、引き続き周知を行う。	女性の健康週間(3月1日～8日)について広報、窓口等で周知を行った。また、女性の健康週間の期間に実施した運動教室で、女性特有の症状や生活習慣病等についての周知を行った。	女性の健康週間の認知度を高める必要がある。	引き続き、女性の健康週間について周知を行う。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG	健康づくりのてびきの内容をわかりやすくするように工夫する。	ケーブルテレビにおいて、検診の受診方法の紹介を行った。また、健康づくりのてびきでは、申込方法の記入例を掲載しわかりやすい周知を行った。	わかりやすい周知に努める。	健康づくりのてびきの内容を分かりやすくするように工夫する。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG	検診受診がスムーズに行えるよう、受付人数の調整を行う。	集団検診において、女性のための検診日を設け、受診しやすい環境を整えた。	受診率向上のため、教室等で周知を行う必要がある。	教室等の実施時の機会に、女性特有のがん検診について周知を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診案内を引き続き行うと共に、妊婦教室、パパ・ママ教室の紹介を行い、参加者増加に努めていく。	保健師が母子健康手帳を交付し、妊婦一般健康診査や各種教室のお知らせや、相談を行った。妊婦健康診査は、延5,274人の受診があった。妊婦教室は年4回開催し、延21人、パパ・ママ教室は年4回開催し、延36人の参加があり、出産に向けての支援を行った。	妊婦教室、パパ・ママ教室の参加者が少なめである。	引き続き、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診案内を行うと共に、妊婦教室、パパ・ママ教室の紹介を行い、参加者増加に努めていく。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	健康づくりG	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、引き続き育児支援を行っていく。	新生児訪問や赤ちゃん訪問を401件実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行った。	引き続き、訪問を実施し、育児支援を行う必要がある。	引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG	不妊・不育症治療費の一部助成を引き続き実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。	不妊治療費の一部助成を延66件実施した。また、広報に年3回、不妊・不育症治療の内容を掲載し、不妊・不育症等の助成制度や、正しい理解の普及に努めた。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成や、正しい理解の普及に努め、不妊・不育症の治療を支援していく必要がある。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。

②スポーツ分野への女性参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加し得るような情報提供を検討する。	各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を主催し、スポーツ活動の場を提供した。	スポーツ活動の機会がない女性でも参加し得るような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加し得るような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。	スポーツ推進G	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	大会やイベント規模に応じて、託児サービスの設置等について検討を行った。また、親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加し得るような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	家族で参加するニュースポーツ大会を実施し、家族でスポーツ活動に親しむ機会を通じて、性別に関係ないスポーツ実施の機会の重要性を啓発した。スポーツを通じて、父親と子どものふれあいの場を創造し、父親の育児参加意欲の向上を推進した。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が必要であるとともに、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加し得るような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策 (10) 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG	継続した、ひとり親家庭の各種手当の支給を行い、自立支援を行う。	ひとり親家庭を対象とした各種手当の支給を行い、生活の安定と自立支援を行った。	安定した経済基盤の確保や養育費等の支援とともに、経済的な支援が必要である。	継続した、ひとり親家庭の各種手当の支給を行い、自立支援を実施する。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度(里親制度)の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。	子ども支援G	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。 里親制度の普及については、県とともに里親推進事業を実施していく。また、市内に子育て短期入所施設と地域小規模児童養護施設が設置できるよう、社会福祉法人の支援を進める。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣7施設と契約を締結し、2世帯、5人、のべ25日の利用があった。 社会的擁護施策としては、里親制度の普及について県とともに里親推進事業を実施した。また、地域小規模児童養護施設の設置については、実施主体である社会福祉法人への支援を進めた。	市内に施設がないため、子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用の際は、保護者が他市の施設まで送迎する必要がある。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。 また、市内に地域小規模児童養護施設が設置できるよう、社会福祉法人の支援を進める。

②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G	既存のメニューの中で虐待予防の周知・啓発をさらに努め、虐待防止に効果があるものを検討してゆく。	窓口での様々な相談の際、問題を抱えた家庭が無い慎重に事情を聞いた。民生委員等の協力を得て実態把握に努めた。	個人宅内で起こる虐待等気づくことが難しく、情報提供に対しても慎重に対応する必要がある。	虐待予防の周知・啓発をさらに努めるとともに、関係機関との連携を密にし、虐待防止に努める。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G 子ども支援G	引き続き特別児童扶養手当や、障害者福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的支援をする。また、療育相談事業においては、専門機関と連携し、療育体制の調査研究と療育内容の強化に努める。	特別児童扶養手当1級54人、2級56人、障害児福祉手当35人に手当を支給し、経済的な支援を行った。	手帳の新規取得時や等級変更時など、該当者に対し制度の周知をするとともに、障がいの特性により申請手続きが困難な該当者に対し、支援・助言の方法の検討が必要である。	該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	市民協働G	多言語に対応するため、やさしい日本語の印刷物を増やしていく。	平成29年度に引き続き、やさしい日本語版「かめやまニュース」を毎月作成し、各種行政サービスや制度等の情報提供を行った。また、新たに災害時の避難所をまとめた避難所ガイドを作成し、英語版、ポルトガル語版と併せ、やさしい日本語版を作成した。	入管法の改正により、多くの外国人が入国し、亀山市に転入することや多国籍化が進むことが予想されるため、多言語への対応が求められる。	やさしい日本語の普及や多言語への対応を検討する。
	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	文化共生G	関係機関と連携し、引き続きパンフレットやチラシを窓口に配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	LGBTなどの「性的マイノリティ」への関心は高まりつつあるが、まだまだ理解には乏しい状況である。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策 (11) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G	自治会や自主防災組織等対象の出前講座で、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を継続していく。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座で、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を行った。特に野村地区防災訓練では、多数の女性の方が避難所運営訓練(ゲーム)に参加し、避難所運営に関する知識を深めた。	自主防災組織の活動状況については地域によって差があり、全地域で理解を得るのに時間を要する。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練で、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	災害対策本部活動マニュアル等各種のマニュアル修正を行った。その一つとして自主防災リーダーハンドブックの修正については、避難所運営における妊婦等への配慮について明記した。	自主防災組織内における女性担当の増加	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。

	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。	中止にはなったが、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等について計画した。 野村地区防災訓練では、多数の女性の方が避難所運営訓練（ゲーム）に参加し、避難所運営に関する知識を深めた。 各地域における出前講座で、段ボール間仕切りを利用した避難所生活体験を行い、プライバシーの保護の重要性について理解いただいた。	自主防災組織の活動状況については地域によって差があり、全地域で理解を得るのに時間を要する。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G	女性ならではの視点を生かしてもらえよう、普通救命講習をはじめとした応急手当、防災活動の指導・普及啓発活動の支援及び女性消防団員の確保に向けた検討を行う。	普通救命講習や防火フェア等において女性消防団員を派遣し、女性ならではの視点で指導、支援を実施した。	より多くの指導、支援を実施するために女性消防団員の確保が課題である。	継続した救急講習等への参加、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各行事に女性の視点を取り入れ活かしていく。また、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。
②災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、避難所の運営体制を確立します。	防災安全G	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	中止にはなったが、総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする予定であった。 野村地区防災訓練で、避難所運営に関するルール作りについて意見交換を行った。	女性の方で進んで意見をいただける方が少なかった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	中止にはなったが、総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする予定であった。 野村地区防災訓練で、避難所運営に関するルール作りについて意見交換を行った。	女性の方で進んで意見をいただける方が少なかった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	女性用の生理用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の整備、また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	防災安全G	生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、三重県において広域受援計画が策定されたことから、その計画に基づき、検討して、避難所体制の整備を図っていく。	生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行った。また、使用勝手が容易である液体ミルクの販売が開始され、導入に向けて検討を行った。 三重県において広域受援計画が策定され、三重県及び各市における物資供給に関する手法が確立されたが、市においても計画策定に向けて準備段階となっている。 避難所の体制整備については、上記のとおり。	備蓄品については様々なニーズがあるが、全てを賄うことは出来ない。市民の理解、防災意識の向上が不可欠となる。	生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また液体ミルクの販売が開始され、導入に向けて検討を行っていく。市においても受援計画策定に向けて調整を図っていく。